

## ○大分県県有財産条例

昭和三十九年三月三十一日  
大分県条例第二十八号

大分県県有財産条例をここに公布する。

大分県県有財産条例

(趣旨)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百三十七条第一項に規定する財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決)

第二条 法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(昭六一条例三〇・一部改正)

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第三条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- 一 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。
- 三 その他知事において特に公益上必要があると認めるとき。

(昭四一条例六四・旧第四条繰上)

(準用)

第三条の二 前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合及び普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

(平一九条例四八・追加)

(普通財産の交換)

第四条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の六分の一をこえるときは、この限りでない。

- 一 県において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。
  - 二 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため県の普通財産を必要とするとき。
- 2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(昭四一条例六四・旧第五条繰上)

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第五条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。ただし、公用又は公共用に供する財産の用途を廃止したことによつて生じた普通財産を譲与し、又は減額譲渡することができる場合の当該普通財産の価額又は減額される額の範囲は、第二号の規定に該当する場合にあつてはその負担した費用に相当する金額以内、第四号の規定に該当する場合にあつては寄附を受けた財産の価額に相当する金額以内とする。

- 一 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。
- 二 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

三 公用又は公共用に供する財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

四 公用又は公共用に供する財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(昭三九条例八〇・一部改正、昭四一条例六四・旧第六条繰上)

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第六条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(昭四一条例六四・旧第七条繰上)

(物品の交換)

第七条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を県以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(昭四一条例六四・旧第八条繰上・一部改正)

(物品の譲与又は減額譲渡)

第八条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

一 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

二 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の条件としてその用途を廃止した場合には当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

(昭四一条例六四・旧第九条繰上)

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

(昭四一条例六四・旧第十条繰上)

附 則

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 大分県県有財産条例(昭和三十一年大分県条例第二十五号)は、廃止する。

附 則(昭和三九年条例第八〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四一年条例第六四号)

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第四八号)

この条例は、公布の日から施行する。